

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

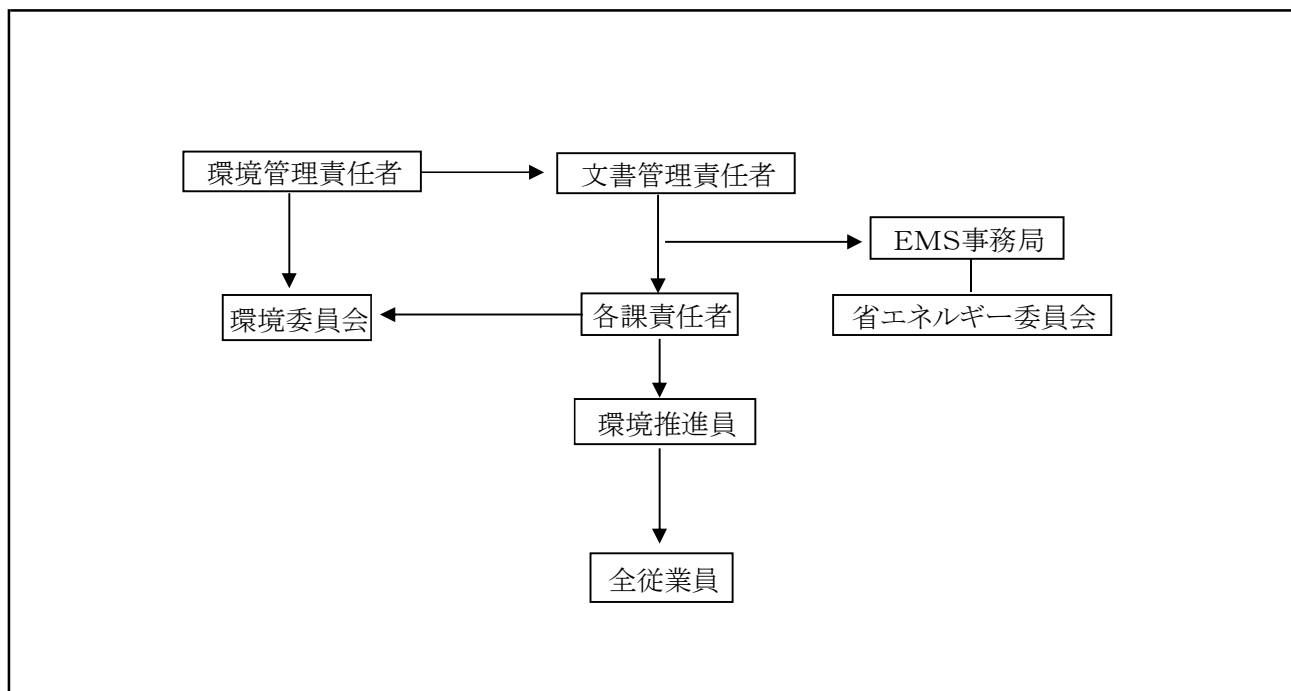
地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	興和株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
工場等の名称	興和株式会社 名古屋工場
工場等の所在地	愛知県名古屋市中区錦三丁目18-57
業種	製造業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	医薬品製造
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月27日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	（場所） 興和株式会社 名古屋工場 施設課（労務課受付）
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-981-8541		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針



(2) 地球温暖化対策の推進体制

- 1：全従業員参加による環境マネジメントシステムを構築し、その継続的改善と事業活動による環境汚染の予防に努めます。
- 2：環境に関連する法規制及び名古屋工場が同意するその他の要求事項を遵守し、地域社会との共生を図ります。
- 3：環境方針達成のため、以下の項目を含んだ環境目的・目標を設定し実施することにより、環境に与える影響の改善を推進します。
また、これらの環境目的・目標は、定期的な見直しを行い必要に応じて改訂します。
 - ① 環境汚染を防ぐため、化学物質の適正な管理と環境予防に努める。
 - ② 地球温暖化防止のため、省エネルギー活動を推進する。
 - ③ 資源の有効活用のため、廃棄物を管理しその削減と再資源化を推進する。
- 4：環境方針は、電子媒体による公開、パンフレットの配布あるいは社内掲示等を行い、全従業員に周知を図ります。
- 5：環境方針は、要求に応じて一般の人にも開示します。による環境汚染の予防に努めます。

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		4,067	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） ②を除く	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		4,067	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量	11.22	t-CO ₂ / t	10.88	t-CO ₂ / t	3.0	%

（2）目標設定の考え方

温室効果ガスを1年間に1%ずつ、3年間で3%削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進：冷暖房設備運転の効率化	・空調用冷凍機を高効率のタイプに更新する。 ・空調機の最適運転を継続する。	・空調用冷凍機の更新 ・最適運転の実施
省エネルギー・省資源の推進：圧縮空気設備運転の効率化	・圧縮空気不要時には装置を停止する。 ・配管からの漏れの軽減に努める。	・不要時装置停止の徹底 ・エアリーク調査の実施
省エネルギー・省資源の推進：OA機器	・離席時、パソコンはスリープ機能を活用する。 ・コピー機などの機器は使用時以外、節電モードにする。	・スリープ機能活用の徹底 ・使用時以外は節電モードの徹底
省エネルギー・省資源の推進：照明	・LED照明を検討していく。 ・不要時の消灯を徹底する。	・LED照明の推進 ・不要時消灯の徹底
省エネルギー・省資源の推進：ボイラー	・定期点検等で燃焼状態をチェックし省エネと機器最適運転を考慮した空気比に調整する。	・空気比の調整

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）
平成23年11月	太陽光発電設備	最大出力10kw 平成30年度発電量 1.27万kw/年

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

太陽光発電設備で発電された電気は厚生棟にて使用する。

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

なし

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・廃棄物量の削減
- ・両面コピー、裏紙利用等による紙利用の量の削減。
- ・従業員への定期的な環境教育の実施。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- ・定時退社に努める。